

住宅用家屋証明書 申請書類チェック表

東京都多摩市

申請する家屋の分類  必要な書類		(イ) 租税特別措置法施行令 第 41 条				(ロ) 第 42 条
		特定認定長期優良住宅以外		特定認定長期優良住宅		第 1 項
		(a) 新築されたもの (注文住宅など)	(b) 建築後使用されなかったことがないもの (分譲住宅など)	(c) 新築されたもの (注文住宅など)	(d) 建築後使用されなかったことがないもの (分譲住宅など)	(建築後使用されたことのあるもの) (注1)
保存登記 移転登記 抵当権設定登記 共通	住宅用家屋証明申請書・住宅用家屋証明書 (2枚とも記入) (注2)	○	○	○	○	○
	登記事項証明書 (注3) 登記完了証及び登記受領書 (登記申請書も可)	○	○	○	○	○
	住民票の写し	○	○	○	○	○
	売買契約書 売渡証書 所有権譲渡証明書 (または承諾書)	-	○	-	○	い ず れ か
	代金納付期限通知書 (競売事件の落札による場合)	-	-	-	-	
	家屋未使用証明書 (原本が必要です)	-	○	-	○	-
	長期優良住宅認定通知書	-	-	○	○	-
抵当権設定 登記の場合	金銭消費貸借契約書 抵当権設定契約書	○	○	○	○	○
併用住宅の場合	建築確認通知書等の平面図 (面積が確認できる図面)	○	○	○	○	○
未入居 (住民登録がまだ) の場合の追加書類	自己所有家屋を処分する場合 売買契約書 媒介契約書 売渡証明書	い ず れ か	い ず れ か	い ず れ か	い ず れ か	い ず れ か
	賃貸にお住まいの場合 賃貸借契約書 媒介契約書					
	借家・借間・社宅・寄宿舎・寮などにお住まいの場合 賃貸借契約書 使用許可証 家主の証明書					
	親族と同居していた場合 親族・同居人の申立書 (様式は任意です) (原本が必要です) (注2)					
	入居予定申立書 (様式は任意です) (原本が必要です) (注2)					

注1) 移転登記は次の4つのうち、いずれかの条件を満たすことが必要です。1.耐火建築物の場合、新築後25年以内であること。2.耐火建築物でない場合、新築後20年以内であること。

3.耐震基準適合証明書 (前所有者名で家屋取得日前2年以内のもの) の添付があること。4.住宅性能評価書 (前所有者名のもの) の添付があること。

注2) 住宅用家屋証明申請書、親族・同居人の申立書及び入居予定申立書の様式は、多摩市公式ホームページから取得することもできます。

注3) 登記情報提供サービスで取得した情報で申請をする場合は、「照会番号」「発行年月日」の提示が必要です。

注4) 平成23年6月27日以降の取得で、建物の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・原因及びその日付全てが確認できる登記完了証(電子申請)の場合は、登記受領書・登記申請書は不要です。